

令和2年度建設工事下請負等実地調査の結果について

令和3年4月26日
秋田県建設部建設政策課

県では毎年度、県発注工事における下請契約の適正化等を図るため、下請契約の内容や下請代金の支払状況等を調査し、元請負人に対して指導等を行う「建設工事下請負等実地調査」を実施しているが、令和元年度実地調査の結果については、次のとおりである。

1 令和2年度調査の概要

(1) 実施時期

令和2年9月上旬から令和3年4月上旬まで

(2) 調査対象数・実施方法等

県発注工事の元請負人の中から、低価格で受注した者や過去に指導を受けたことがある者など50者を選定し、さらに当該元請負人と下請契約を締結した下請負人の中から、下請代金の大きい者など99者を選定して、それぞれ調査を実施した。

【実施件数149者】 昨年度実施件数156者（元請負人52者・下請負人104者）

	調査対象数	実施方法	調査項目
元請負人	50者	立入調査	施工体制台帳の整備状況、下請契約・代金支払の状況等
下請負人	99者	書面調査	元請負人からの不当な要求・しわ寄せの有無等

※下請負人については1元請負人当たり数者程度を選定した。

2 令和2年度調査の結果

全ての元請負人（50者）に対して、見積書の徴収や契約の締結、下請代金の支払等に関する指導（口頭指導36者・文書指導33者）を行った。

また、下請負人に対する書面調査では、下請代金の額が不当に低いと申告した下請負人はおらず、下請負人へのしわ寄せ等の事実は確認されなかった。

【文書指導（33者）の概要】

指導内容	指導件数（昨年度）
労働災害防止対策経費の負担者を明確にすること。	21者（17者）
書面により見積依頼・契約締結を行うこと。	16者（29者）
法定福利費の内訳明示を見積条件に明示し、当該見積書を徴収すること。	14者（13者）
下請代金を支払うまでの期間を短縮すること。	13者（6者）

※複数の指導を受けている元請負人がいるため、調査対象数と指導件数は一致しない。

3 令和2年度調査結果の周知徹底等

調査結果については、建設業団体に対する文書送付、ホームページへの掲載、各種説明会での資料配付等により周知し、法令遵守の徹底を図っていく。